

相次ぐ自然災害に 被災者生活再建支援法の拡充

日本列島全土から声が



2019年は台風15号と19号そして21号によって、日本全国で大きな被害がありました。被災の全容も明らかになっていない状態です。被災地の住民からは「避難所の生活改善を」「住宅再建や生活・営業再建への不安」の声が上がっています。現在の災害救助法や被災者生活再建支援法では被災者に十分に公的な手当てができません。従来の枠を超えた被災者支援を直ちに行うべきです。

台風19号で河川の氾濫にあった宮城県丸森町

2011年東日本大震災と2016年以降の主な被災状況

年	災害名	県	被災状況				
2011年	東日本大震災	青森県	全 308	半 701			
		岩手県	全 19,594	半 6,570			
		宮城県	全 82,998	半 155,128			
		福島県	全 18,054	半 75,594	床 1,061		
		茨城県	全 2,629	半 24,369	床 1,799		
		栃木県	全 261	半 2,118			
		千葉県	全 801	半 10,147	床 1,967		
2016年	鳥取県中部地震	鳥取県	全 14	半 198	床 14,215		
		熊本地震	熊本県	全 8,663	半 34,498	床 154,074	
			大分県	全 10	半 222	床 8,110	
2017年	台風3号	熊本県	全 49	半 274	床 158		
		台風13号	熊本県			床 1,156	
			和歌山県			床 1,160	
2018年	7月豪雨	広島県	全 1,085	半 1,996			
		愛媛県	全 632	半 3,212			
		大阪北部地震	大阪府	全 9	半 87	床 24,631	
2019年	台風15号19号及び台風21号		2019年10月末時点で被害状況不明				

全 全壊 半 半壊 床 床上浸水 一部 一部損壊

自然災害から 住民を守るのは 国と自治体の責任で

政府は自然災害への対応の基本を「自助・相互扶助」としており、被災者生活再建支援法でも「…都道府県が相互扶助の観点から…」となっています。しかし、自然災害から国民の生命・財産を守る第一義的な責任は、国と自治体にあります。今求められているのは、防災事業の整備・拡充、自治体の体制強化・充実です。

全国知事会は2018年7月、一部地域が適用対象となる自然災害が発生した場合は、関連するすべての被災区域を支援対象とすることを国に求めています。また、支給対象の拡大範囲などの検討を申し合わせています。

被災者生活支援制度

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

③ 半壊・一部損壊は支給対象外

支給額は、①②の2つの支援金の合計額となる（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額。申請先は市町村）

災害被災者支援と
災害対策改善を求める全国連絡会

全国災対連

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4階 全労連気付 TEL03(5842)5611 FAX03(5842)5620
E-mail:saigai-shien-kaizen@zenkoku-saitairen.jp

国会請願署名に
ご協力ください

